

確定申告の準備はお早めに！ 提出期間は2月16日月から3月16日月です

申告には、収入が分かる書類や控除証明書などの書類が必要です。事業(営業・農業)や不動産の所得の申告は、必ず事前に収支内訳書を作成してください。

源泉徴収などすでに納めている所得税額より確定申告書で計算した所得税額が少ない場合の還付申告については、1月から税務署で行うことができます。

※確定申告書などの提出の際にはマイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

※市の申告受付の日程などは、市ホームページと広報こなん2月号でお知らせします。



国税庁ホームページ

あなたは確定申告が必要？不要？

※あくまで大まかな判断ですので、ケースによっては申告要否が変わることがあります。

スタート！

令和7年中に収入がある

はい → 下記の①～④に該当するものへ進んでください

いいえ → 市内に住む親族の控除対象扶養親族である

はい → Dへ
いいえ → Bへ

① 公的年金収入が400万円以下である

はい →

公的年金以外の所得がある

はい →

ほかの会社の給与所得が20万円以下である。または、ほかの所得が20万円以下である

はい → Bへ
いいえ → Aへ

いいえ → Aへ
いいえ → Cへ

2 納入が2,000万円以下である

はい →

勤務先で年末調整を済ませた

はい →

年末調整をした所得以外に、ほかの会社の給与収入やほかの所得がある

はい → Cへ
いいえ → Dへ

3 保険の満期返戻金など一時的な収入があり、収入 - 必要経費 - 50万円が0円より大きくなる

はい → Cへ
いいえ → Dへ

4 農業所得、不動産所得、事業所得のいずれかがある(自営業・外交員・内職など)

Cへ

A 所得税の確定申告が必要です

B 市・県民税(住民税)の申告が必要です(所得税の確定申告は不要です)

C 所得税または市・県民税(住民税)の申告が必要です(内容や金額により申告の種類が異なります)

D 申告の必要がありません

■昨年1年間、無収入の人でも市・県民税(住民税)の申告が必要な場合があります。

・申告をしなければ一部税証明が発行されない場合があります。
・非課税収入(遺族年金・障害年金など)や預貯金などで生計を立てていた人は住民税申告をしなければ、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料の軽減対象になりません。

スマホで確定申告をする準備はお済みですか？

問水口税務署 TEL0748-62-0317

毎年、確定申告会場にお越しいただいていた人も、今年はぜひスマホ申告をお試しください。

※前年から、申告書などの控えに収受日付印の押なつは行っておりません。

■作成できる申告書など

①所得税・消費税・贈与税の申告書

青色申告決算書・収支内訳書

②医療費、ふるさと納税、住宅ローンなどの各種控除マイナポータル連携で自動入力されます。

■スマホ申告に必要なもの

・マイナンバーカード読み取対応のスマホ

・マイナンバーカード

・マイナンバーカードのパスワード2種類

①署名用パスワード(英数字6～16文字)

②利用者証明用パスワード(数字4桁)

確定申告書等作成
コーナーはこちら



おむつ代は医療費控除として申告できます

問高齢福祉課(保健センター)

TEL0748-71-2356 FAX0748-72-1481

介護保険要介護認定を受けている人で所定の要件を満たしている場合は、おむつ代を医療費控除として市が発行する「おむつ代の医療費控除にかかる確認書」で申告することができます。

確認書が必要な人は交付申請書を問に提出してください。後日確認書を交付します。



年金受給者の皆さんへ源泉徴収票が送付されます

問ねんきんダイヤル TEL0570-05-1165

※050で始まる電話からはTEL03-6700-1165

草津年金事務所 お客様相談室

TEL077-567-2220

日本年金機構では、老齢年金受給者へ「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」を送付します。確定申告の際に必要ですので、大切に保管してください。

※障害年金や遺族年金は課税対象ではないので、源泉徴収票は送付されません。

寝たきりや認知症などの高齢者が障害者控除の対象になります

問高齢福祉課(保健センター)

TEL0748-71-2356 FAX0748-72-1481

身体障害者手帳などの交付を受けている65歳以上の人で、認定基準に該当する人は、認定書の交付を受けることができます。認定書を申告時に提示すると所得税や市県民税の障害者控除が受けられます。

■申請方法 申請書を問へ。

■認定基準 次のいずれかに当てはまる人



市ホームページ

	日常生活自立度(介護保険認定調査票)		身体障がいの程度(指定医の診断書)
	障がい高齢者	認知症高齢者	
特別障害者控除	BまたはC(寝たきり状態が6か月以上)	IVまたはM	身体(1級・2級)
障害者控除	—	IIまたはIII	身体(3級～6級)